

郷原区規約

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 常会（第3条―第5条）
- 第3章 役員（第6条―第9条）
- 第4章 運営会議（第10条―第21条）
- 第5章 会計（第22条―第24条）
- 第6章 区民の権利と義務（第27条・第28条）
- 第7章 細則及び雑則（第29条―第31条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規約は、郷原区（以下「区」という。）の民主的な運営並びに事業の計画的かつ効率的な執行を図るため、必要な組織及び基本となる事項を定め、区内に居住する者（以下「区民」という。）が安全で安心して楽しく暮らせる区づくりをもって、区の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第2条 区は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 区民相互の親睦に関する事業
- (2) 防災、防犯及び交通安全に関する事業
- (3) 保健衛生及び環境衛生に関する事業
- (4) 青少年育成及び福祉向上に関する事業
- (5) 伝統の維持継承、文化及び教育に関する事業
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 常会

（常会の形成）

第3条 区は、区内を12に区割した常会（以下「常会」という。）により形成し、常会は、常会内の世帯を数個に区分した隣組（以下「隣組」という。）により形成する。

2 常会の増減に関し必要な事項は、別に細則で定める。

3 隣組及びその構成する世帯の数は、常会ごとに定める。

（常会の任務）

第4条 常会内に居住する者は、親睦を図るとともに、協力し、助け合うため、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 防災及び防犯に努めること。
- (2) 行政の諸事業等に協力すること。

(役員の選出)

第5条 常会は、次の委員を選出する。ただし、2常会と4常会においては、次の第1号、第2号及び第4号以外の委員については共同で選出することができる。

- (1) 運営委員 1人
- (2) 常会長 1人
- (3) 公民館委員 男性及び女性各1人
- (4) 衛生委員 1人
- (5) 宮総代 1人
- (6) 祭典委員 1人
- (7) 交通安全協会（以下「安協」という。）委員 男性及び女性各1人
- (8) 日赤奉仕団（以下「日赤」という。）委員 1人
- (9) 社会福祉協議会（以下「社協」という。）福祉協力員 1人

第3章 役員

(役員)

第6条 第2条の事業を円滑に執行するために、次の役員を置く。

- (1) 区長
- (2) 副区長
- (3) 会計
- (4) 公民館長
- (5) 公民館主事
- (6) 子ども会育成会長
- (7) 消防・防災長
- (8) 衛生部長
- (9) 日赤部長
- (10) 防犯部長
- (11) 区民会館管理長
- (12) 公民館管理長
- (13) 運動場管理長
- (14) 祭典委員長
- (15) 会計監査員

(役員の職務)

第7条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 区長は、区の事業を統括し、区を代表する。役員に特命事項を付与することができる。

- (2) 副区長は、次に掲げる職務を行う。
 - ア 区長を補佐し、区長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
 - イ 区の事業の計画及び遂行を指揮する。
- (3) 会計は、区全般の経理事務を処理する。
- (4) 公民館長は、次に掲げる職務を行う。
 - ア 区の公民館事業を総括する。
 - イ 広丘公民館の理事を務める。
- (5) 公民館主事は、次に掲げる職務を行う。
 - ア 区の公民館事業の計画及び遂行を指揮する。
 - イ 広丘公民館事業の区の代表を務める。
- (6) 子ども会育成会長は、次に掲げる職務を行う。
 - ア 区の青少年育成事業計画及び遂行を指揮する。
 - イ 広丘子ども会育成会事業の区の代表を務める。
- (7) 消防・防災長は、区の防災組織事業の担当責任者を務める。
- (8) 衛生部長は、次に掲げる職務を行う。
 - ア 区の衛生事業の担当責任者を務める。
 - イ 広丘衛生協議会の区の代表を務める。
- (9) 日赤部長は、次に掲げる職務を行う。
 - ア 区の日赤事業の担当責任者を務める。
 - イ 広丘日赤奉仕団の区の代表を務める。
- (10) 防犯部長は、次に掲げる職務を行う。
 - ア 区の防犯事業の担当責任者を務める。
 - イ 広丘防犯協議会の区の代表を務める。
- (11) 区民会館管理長は、区民会館の施設管理責任者を務める。
- (12) 公民館管理長は、公民館の施設管理責任者を務める。
- (13) 運動場管理長は、次に掲げる職務を行う。
 - ア 運動場の使用業務を処理する。
 - イ 運動場の施設管理担当責任者を務める。
- (14) 祭典委員長は、神社及び祭典に関する事業の担当責任者を務める。
- (15) 会計監査員は、区の経理を監査し、総会で報告する。

(役員の選出方法)

第8条 役員の選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 次期の区長は、区長が運営委員経験者又は運営委員経験者と同等の資質があると認められる者の中から指名し、本人の了承及び運営委員の2分の1以上の同意を得て決定する。

(2) 役員（区長及び会計監査員を除く。）は、区長が運営委員の中から選任し、任命する。

(3) 第6条第2号から第5号までの役員は、4常会以外の常会から選出された運営委員とする。ただし、区長が必要と認めるときはこの限りでない。

(4) 会計監査員は、前任の副区長、会計及び公民館長の3人とする。

（役員の任期）

第9条 役員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 運営会議

（議決機関）

第10条 区の運営及び事業を決定する機関は、総会及び運営委員会とする。

（総会）

第11条 総会は、区の最高議決機関であつて、全区民で構成する。

（総会区民）

第12条 総会の表決権は、区内の世帯毎に一個とする。

（総会の開催）

第13条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、区長が招集する。

2 定期総会は、年1回、年度末に開催する。

3 臨時総会は、緊急に必要がある場合において、その事項に限りこれを開催する。

（開催の通知）

第14条 区長は、総会開催日の10日前までに、開催日時、場所及び付議する議案を示して区内の全世帯に通知しなければならない。

（総会の成立）

第15条 総会は、区内の全世帯の3分の2以上の出席によって成立する。やむを得ず出席できない世帯は、代理人を定め、署名捺印の委任状を提出すれば、出席として認められる。

（総会の進行）

第16条 総会の議長、会議の議事録書記及び議事録署名人は、総会に出席した者の中から選出する。

（総会の議決承認事項）

第17条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

(1) 事業報告及び決算に関すること。

(2) 事業計画及び予算に関すること。

(3) 規約の制定及び改廃に関すること。

(4) 新たな事業の立案及び事業の改廃に関すること。

(5) その他重要事項に関すること。

(総会の議決)

第18条 総会の議決は、総会に出席した者の過半数で決定し、可否同数のときは議長が決定する。

(運営委員会)

第19条 運営委員会は、区の運営の主導機関であり、総会に次ぐ議決機関である。

(運営委員会の任務)

第20条 運営委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に付議する議案の作成及び配布に関すること。

(運営委員会の議決権を有する事項)

第21条 運営委員会は、次の事項を議決する。

- (1) 諸事情が生じた場合、事業計画の予定日の変更又は中止に関すること。
- (2) 諸事情が生じた場合、予算の範囲内の事業変更に関すること。
- (3) 区民、団体等の事業のうち支出が50万円以下のものに関すること。ただし、事業の内容が特殊なものにあつては、総会において報告し、承認を受けなければならない。

第5章 会計

(会計の種類)

第22条 区の会計は、一般会計（以下「区会計」という。）とする。

(区資産の区分)

第23条 区の預貯金は、一般会計事業資金とする。

(一般会計)

第24条 一般会計は、次のとおりとする。

- (1) 区の通常事業の運営経費に係る会計とする。
- (2) 収入は、区費、地域企業及び団体からの協力金、市からの活動補助費、一般会計の事業に係る資金の繰入れ並びにその他の収入とする。
- (3) 支出は、総会で議決された年度の計画及び予算に基づき行う。

(会計年度)

第25条 区会計の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計監査)

第26条 区会計は、会計監査員の監査を受け、総会の承認を受けなければならない。

第6章 区民の権利と義務

(権利)

第27条 区民の権利は、次のとおりとする。

- (1) 区民は、この規約に基づく全ての活動に対し、平等の権利を有し、区が所有する

施設を共用することができる。

- (2) 区民は、生活環境を害するものの改善、補助等を区へ要望することができる。ただし、常会の運営委員を通じて申し出ることとする。

(義務)

第28条 区民の義務は、次のとおりとする。

- (1) 区民は、定められた区費を納入し、常会に加入しなければならない。
(2) 区民は、本規約を守り、行政に協力しなければならない。

第7章 細則及び雑則

(本規約に定めのない事項の処理)

第29条 この規約に定めのない事項については、その都度運営委員会において議決し、処理する。

(各種団体との連携)

第30条 運営委員会及び各種団体は、相互理解のもとに連携して、区の発展及び向上に寄与しなければならない。

(常会の改制)

第31条 世帯数の増減等による常会の分割又は統合の計画は、総会において議決し、区長が市の許可を受けなければならない。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。(令和5年3月21日改正)

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。(令和5年11月26日改正)

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。(令和6年3月20日改正)

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。(令和7年3月20日改正)